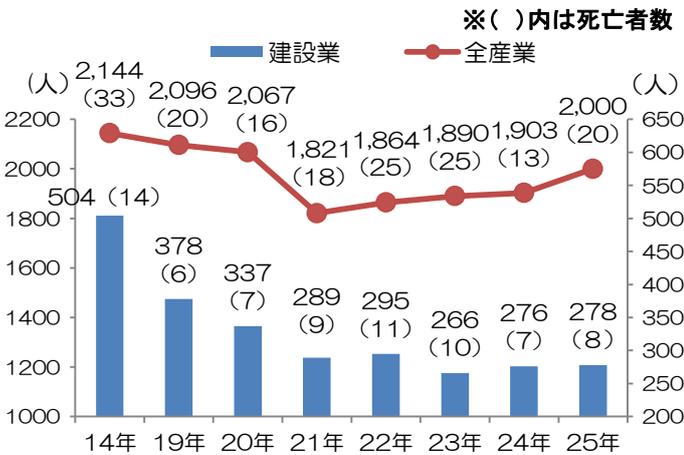


危険有害性の「見える化」を進め、  
みんなで目指そう信州一の安心・健康職場

～ 信州・危険の「見える化」推進運動実施中 ～

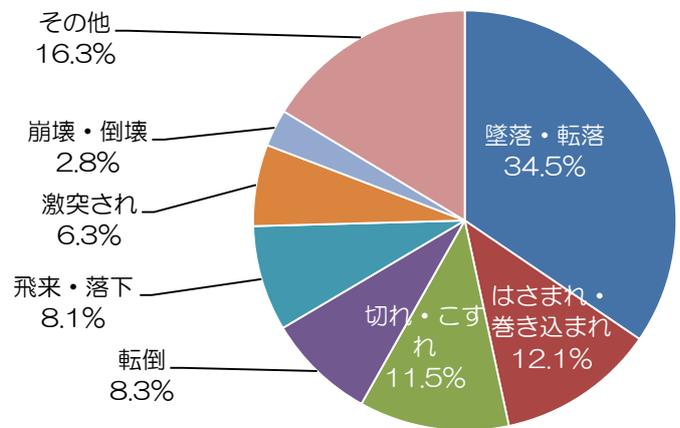
建設業で働く人のうち、毎年260人以上が労働災害にあっています。このうち、7人以上が命を落としています。死傷者の約6割は、足場や屋根、はしご等からの「墜落・転落」、建設用機械等による「はさまれ・巻き込まれ」、木材加工用機械等による「切れ・こすれ」により被災しています。

■死傷者数(休業4日以上)の推移



労働者死傷病報告(休業4日以上、長野労働局管内)

■事故の型別労働災害発生状況(建設業)



労働者死傷病報告(休業4日以上、平成21年～平成25年、長野労働局管内)

いま対策を!

危険有害性の「見える化」を進める着眼点

◆足場や屋根などの上、又ははしご等での作業

1. 足場の作業床で、手すり等が設置されていない箇所や、手すりの開口部、床材等のすき間から墜落する危険性はないか?
2. 床材等の変形、損傷や取付金具の緩み等により床材等が脱落したり、バランスをくずして墜落する危険性はないか?
3. 作業床の不要な材料や工具等につまずいて転倒したり、地上に落下する危険性はないか?
4. 安全帯の未使用やロープの損傷等により墜落する危険性はないか?
5. 足場の設置が困難な場所で、親綱など安全帯の取付設備がないために不安全行動につながる危険性はないか?
6. はしごや脚立を安定した場所で適正に使用していないために、転落する危険性はないか?



◆建設機械、移動式クレーン等による作業

1. 法面の端や斜面等で、建設機械や移動式クレーンが転倒する危険性はないか?
2. 見通しが悪く狭い場所で、誘導者の未配置により建設機械等に激突される危険性はないか?
3. 作業範囲内への立入り禁止措置の未実施により建設機械等に激突される危険性はないか?
4. 建設機械等の前後の安全確認、急旋回等の運転操作ミスや用途外使用による危険性はないか?
5. 建設機械等の逸走、バケットやブレード等の不意の降下等による危険性はないか?
6. 移動式クレーン作業で、過荷重になり転倒する危険性はないか?
7. 移動式クレーン作業で、確実な地切りの未実施により吊り荷の落下等の危険性はないか?
8. 吊り荷の運搬経路や荷の下への立入り禁止、避難場所等の不徹底による危険性はないか?
9. 運転者の指名の不徹底により無資格者や未熟練者が運転する危険性はないか?
10. 性能検査、特定自主検査、始業時点検等の未実施による危険性はないか?



# 建設業での労働災害防止のためのポイント

## 元方事業者による統括管理の実施

- (1)労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者を明確にし、関係請負人が行う作業内容等の連絡調整を確実に実施しましょう。
- (2)関係請負人と連携し、リスクアセスメント（危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置の実施）を実施しましょう。また、新規参入者に対する教育を適切に実施し、関係請負人が行う職長教育及び新規入場者教育を援助しましょう。

## 関係請負人による安全衛生管理の実施

- (1)元方事業者と連携し、リスクアセスメント（危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置）を実施しましょう。また、職長教育及び新規入場者に対する教育を適切に実施しましょう。
- (2)作業主任者、職長等による作業指揮を確実に行いましょう。
- (3)危険予知（KY）活動や現場ミーティングを実施し、安全な作業方法や手順を確認しましょう。



## 墜落・転落による労働災害の防止

- (1)わく組足場には、交さ筋かいと下さん（高さ15～40cm）、又は手すりわくのいずれかの措置を行いましょう。
- (2)わく組足場以外には、手すり（高さ85cm）及び中さん（高さ35～50cm）を設置しましょう。
- (3)「より安全な措置」（上さん、幅木などを追加し、床材等のすき間をなくす）を行いましょう。
- (4)手すり等の設置及び床材の損傷や取付状況等を確実に点検しましょう。
- (5)足場の設置が困難な場所では、必ず防護網や安全帯を使用しましょう。また、親網などの取付設備を確実に設置しましょう。
- (6)はしごや脚立は安定した場所で、適正に使用しましょう。



## 建設機械、移動式クレーン等による労働災害の防止

- (1)建設機械や移動式クレーンを使用する場合には、機械の種類や地形に応じて安全な作業計画を作成しましょう。
- (2)建設機械等を使用する場合には、誘導者を配置し、作業半径内には立ち入りを禁止しましょう。
- (3)建設機械等の作業装置に人を乗せる等の用途外使用はやめましょう。
- (4)建設機械等の逸走又は作業装置の不意の降下を防止するため作業装置を最低降下位置まで下しましょう。
- (5)移動式クレーンの定格荷重を遵守し、過荷重にならないようにしましょう。また、アウトリガーは確実に設置しましょう。
- (6)過負荷防止装置、巻き過ぎ防止装置が有効に働くか点検しましょう。
- (7)吊り荷の運搬経路や荷の下には立ち入らないように徹底しましょう。
- (8)運転者を指名し、必ず有資格者が運転するように徹底しましょう。
- (9)性能検査及び特定自主検査や始業時点検を確実に実施しましょう。

平成25年7月1日から、鉄骨切断機等の解体用建設機械が規制対象となっています。



## 事業場の改善事例等



幅木

すき間板

「幅木」と「すき間板」を設置して、墜落の危険のある「すき間」を極力少なくした事例



感知式照明

誘導マーカー

感知式照明と誘導マーカーにより安全通路の「見える化」を行っている事例



“WK（私はこうします）運動”

毎朝、作業内容に合わせて行動目標を決め、「WKワッペン」を身に着けて安全意識の向上を図っている事例

詳しい内容については、次のパンフレットをご覧ください（長野労働局ホームページをご覧ください。）。

- ◆「建設業における総合的労働災害防止対策～建設業における自主的な安全衛生活動の促進を目指して～」
- ◆「足場からの総合的な墜落・転落災害防止対策について～「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」のポイント」
- ◆「手すり先行工法及び動きやすい安心感のある足場」
- ◆「平成25年7月1日から、鉄骨切断機等も規制対象となる改正「労働安全衛生規則」が施行されています」